

会議等名	平成26年度 第3回海老名市子ども・子育て会議
日時	平成27年3月9日(月) 10:00~11:30
場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	<p>委員：鍛冶 邦彦 委員長、新倉 美和子 副委員長、大貫 望 委員、小島 良之 委員、櫻井 慶一郎 委員、山田 由美子 委員、木村 伸之 委員、増田 芳夫 委員、亀澤 ますみ 委員、村田 静 委員、村田 愛 委員</p> <p>(欠席；久保 由美 委員、今井 大輔 委員、門倉 久美子 委員)</p> <p>事務局：保健福祉部次長(福祉担当)兼福祉事務所長 清田 芳郎、子育て支援課長 杉村 俊夫、子育て支援課主幹兼保育係長 波多野 美浩、保育係主査 近藤 直樹、主事 片山 考人、教育指導課児童育成係長 西海 幸弘</p> <p>傍聴者：1名</p>
1 開 会	
2 あいさつ	
3 議 題	
※ 傍聴の申し出が1名あったため、傍聴の可否について議題の前に議長から委員に諮り、了承された。	
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について	
・ 前回上程したものから、パブコメ及び県との法定協議を受けて修正した本件について、資料に基づき事務局から説明した。	
【質疑応答】	
《子ども憲章》	
・ 「子ども憲章の制定」とは、どのような事業を想定しているのか。	
(委員)	
→ 子どもは将来を担う人材であり、子育て世帯を社会全体で支えあう必要があるという意識を啓発していくための取組である。子どもたちの意見を取り入れて素案を作成し、子ども・子育て会議にも諮って決めていきたい。(事務局)	
→ 意識啓発が主で、実際に何か目に見える取組はないということか。(委員)	
→ できあがった憲章については、銘板にして公共施設などに掲げることを考	

えている。(事務局)

《認定こども園》

- 認定こども園に関して、「移行」と「開設」という言葉が使われているが、どのような取組を考えているのか。(委員)
 - 昨年夏に実施した事業者へのアンケートを踏まえている。具体的には、完全な新設ではなく、幼稚園と保育園を両方運営する事業者において、両者を一体的に運営する認定こども園に移行することを想定している。(事務局)
 - どこの事業者も移行することを拒んだ場合はどうなるのか。(委員)
 - 市としては、認定こども園への移行を推進していきたい。(事務局)
 - 事業者の協力が得られないような場合にはどうするのか。(委員)
 - 国の動向や事業者の意向によっては計画の見直しを図っていきたい。(事務局)
 - 事業者としても、国の意向が不明確で、認定こども園のメリットが見いだせずに悩んでいる面がある。計画上、含みを持たせたものになっていると理解してよろしいか。(委員)
 - その理解で構わない。(事務局)
- 国では、保育園への予算配分は多くなってきているという感があるが、幼稚園への補助が手薄な現状がある。このような状況を知ってもらいたい。(委員)
- 少子化が進む中、幼稚園の事業者だけの設備投資は難しいのではないか。(委員)
- 計画上の「平成30年度に1園」という表記は、必ず1園整備するという意味なのか。(委員長)
 - 国の政策で推進しており、市としても基本的には推奨していきたい。ただし、不明確な点が多いため、事業者に対し積極的に勧めることができない状況がある。(事務局)

《県との法定協議》

- 県との法定協議により修正を行ったのは、どのような部分か。(委員長)
 - 用語の修正が主な内容である。市の計画としては、市民に分かりやすいよう国で定められた用語を読み替えて掲載していたが、県から国で定めた用語を用いるよう指摘があったため、修正を行った。例を挙げると、市では「民間事業者参入促進事業」としたものを国どおり「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」としたこと、などである。(事務局)

務局)

《児童虐待問題》

- 厚木市で児童虐待の事件が起こったが、児童虐待防止のためにどのような取組を行うのか。(委員)
 - 電話や窓口での相談はいつでも受け付けている。御近所などから泣き声などの通告があった場合は、訪問して面談を行っている。その他、市の保健師や幼稚園・保育園、学校、児童相談所などとも連携して早めの気づきにつながるよう努めている。また、虐待に発展する前にその芽を摘むため、CSP（怒鳴らない子育て）講座なども開催している。早め早めに手を打っていきたい。(事務局)
 - 座間市の例になるが、子育て支援センターを3か所の体制で運営している。需要はかなりあり、1か所では対応できないのではないかと。(委員)
- 虐待の定義はあるのか。親に指摘した際に、しつけの範疇といわれてしまうことがある。施設としてもサポートしていききたいとは思っているが、どのような場合に通告まで踏み出せばよいのかわからない。(委員)
 - 虐待は大きく身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の4種類に分けられる。近所で怒鳴り声が聞こえれば心理的虐待、健診の際に体重が極端に少なければネグレクトが疑われるなど、それぞれに気づく要素がある。さまざまな方向から見守ることが大切である。(事務局)
 - 虐待をしてしまう親にも葛藤があるのではないかと。(委員)
 - 市窓口よりももっと身近な幼稚園や保育園でも相談できる機能を充実させてほしい。(委員)
 - 幼稚園にも保育園にも入っていない子どもたちへの支援が重要である。各園で行っている相談の機能をもっと周知することが大切だと思う。相談の専門員をおくことなども考えられるのではないかと。(委員)
- 最低限のしつけは家でしてもらいたいと思っているが、それができない親もいる。サポートする体制をとれないか。(委員)
- 虐待の問題を議論するにあたって、父親の存在が見落とされているのではないかと。(委員)
- 父親のちょっとした言動で、傷ついて悩んだり、逆に救われたりする母親もいる。父親を巻き込む取組を行ってほしい。例えば、出産前の健診では父親同席の家庭も多いので、産婦人科などにも協力を仰いで父親の育児参加を進めてほしい。家庭内に虐待防止のアンテナを立てることが有効なのではないか。(委員)

《一時預かり事業》

- ・ 保育園では一時預かりを行っているが、本来の趣旨である一時的な所用やリフレッシュのためではなく、認可保育所に入れたい人たちの受け皿になっている面がある。このような場合、毎日使うとかなりの保育料になってしまうが、補助を行うことはできないか。(委員)

(2) 海老名市立中新田保育園の増築について

- ・ 別紙資料に基づき事務局から説明した。

(3) さくら愛子園の廃園に伴う特定教育・保育施設の利用定員変更等について

- ・ 本件については前回の会議で審議済みであるが、その後さくら愛子園を運営する一般財団法人春秋会から廃園の申請があったため、それに伴う変更分を含め再度審議するものである。
- ・ 変更点は、さくら愛子園(120名)の減及び代替施設となる(仮称)海老名市立上河内保育園(90名)の増であり、詳細は別紙のとおり
- ・ なお、(仮称)海老名市立上河内保育園については、現在のさくら愛子園の施設を活用し、在園児をそのまま保育する施設とする予定であり、在園児数を勘案して90名定員としているが、今後の県との協議や議会審議において変動する可能性もあるため、定員及び認定区分別定員については事務局に一任することを了承願いたい旨を諮った。

【質疑応答・審議結果】

- ・ さくら愛子園の代替となる公立保育園は、来年度以降どのように運営するのか。(委員)
 - 基本的な考えは在園児の保育である。運営する中で、考え方を整理していく。(事務局)
- ・ なぜ廃園になってしまったのか。(委員)
 - さくら愛子園の敷地のうち、およそ3分の2は市有地となっており、春秋会と開園以来無償での貸借契約を取り交わしてきた。直近の契約期間は20年間となっており、平成26年3月31日に満了している。春秋会と市の間で、その後の契約について、時代背景などを考慮し有償での貸借や売買を含めて協議していたが折り合わず、市が1年間での無償貸借を提示したが、1年間では安定した保育ができないとの理由から、合意に至らなかったものである。その後も条件を変えて協議を続けたが、廃園の意向が示され、手続きを進めている。在園児については、春秋会では系列園である

さがみ愛子園またはふたば愛子園への転園を提示しており、市としてはさくら愛子園の建物を借りて運営する公立保育園を用意することとした。
(事務局)

→ 今後、同じような問題は起こりうるのか。(委員)

→ 保育所のニーズは、計画でも示した通り平成 30 年度を見込んでおり、その後は減少することを想定している。その場合は、民間保育所の運営に影響を及ぼさないよう、公立保育所の定員を削減していく予定である。(事務局)

→ 土地の契約が今回と同じようになっている事例はないのか。(委員)

→ 市有地を貸して運営している民間の認可保育所は、さくら愛子園のみである。(事務局)

※ 利用定員については、別紙のとおりとすること、また(仮称)海老名市立上河内保育園の定員及び認定区分別内訳については、事務局に一任することについて了承を得た。

(4) その他

・ 今後の会議は、どのような予定となっているのか。(委員長)

→ 計画の進行管理をお願いしていくこととなる。必要に応じ、今後も開催していきたい。次回の会議は、次年度を予定している。(事務局)

4 閉 会

以 上